



安全・安心なまちづくりに向けて 危険なブロック塀等の撤去費用を補助します。

<<重要>>

利用される方は、必ず事前相談のうえ申請してください。
申請前に工事契約または工事着手した場合には、補助対象
になりませんので、ご注意ください。



https://www.city.koriyama.lg.jp/kurashi/sumai_kenchiku/3/17291.html

1 対象となるブロック塀等

次のすべてに該当するもの

- 補強コンクリートブロック造又はれんが、石材等を用いた組積造の塀
 - 点検、診断の結果、倒壊の恐れがあるもの
 - 現に通行の用に供している道（私道含む）に面しているもの
 - 道路面からの高さが1メートル以上のもの（※道路境界からの距離による条件もあります。）
 - 過去に公的な補助金の交付を受けたことがないもの
- ※その他、詳細な条件については、お問い合わせください。

2 申し込みができる方

次のすべてに該当する方

- 次の(1)～(3)のいずれかの方
 - (1) 対象となるブロック塀等の所有者
 - (2) 所有者の2親等以内の親族で、所有者の同意を得た者
 - (3) ブロック塀等が設置されている敷地又は敷地内の建築物の管理を所有者から委任された者で、所有者の同意を得た者
- 郡山市税を滞納していないこと
- 暴力団員、暴力団関係者又は役員に暴力団関係者がいる法人その他団体でない者

3 補助の対象となる工事の範囲

- (1) ブロック塀等（基礎・擁壁部分を除く）を撤去し1m未満の高さとする工事
- (2) 撤去により発生した廃棄物の処分に係る費用

※建物の解体・建替えのための撤去の場合は対象外となります。

※工事は、市内に本店又は支店等を置く建設業法許可を受けた工事施工業者又は建設リサイクル法の登録を受けた解体工事業者に依頼してください。

4 補助金の額

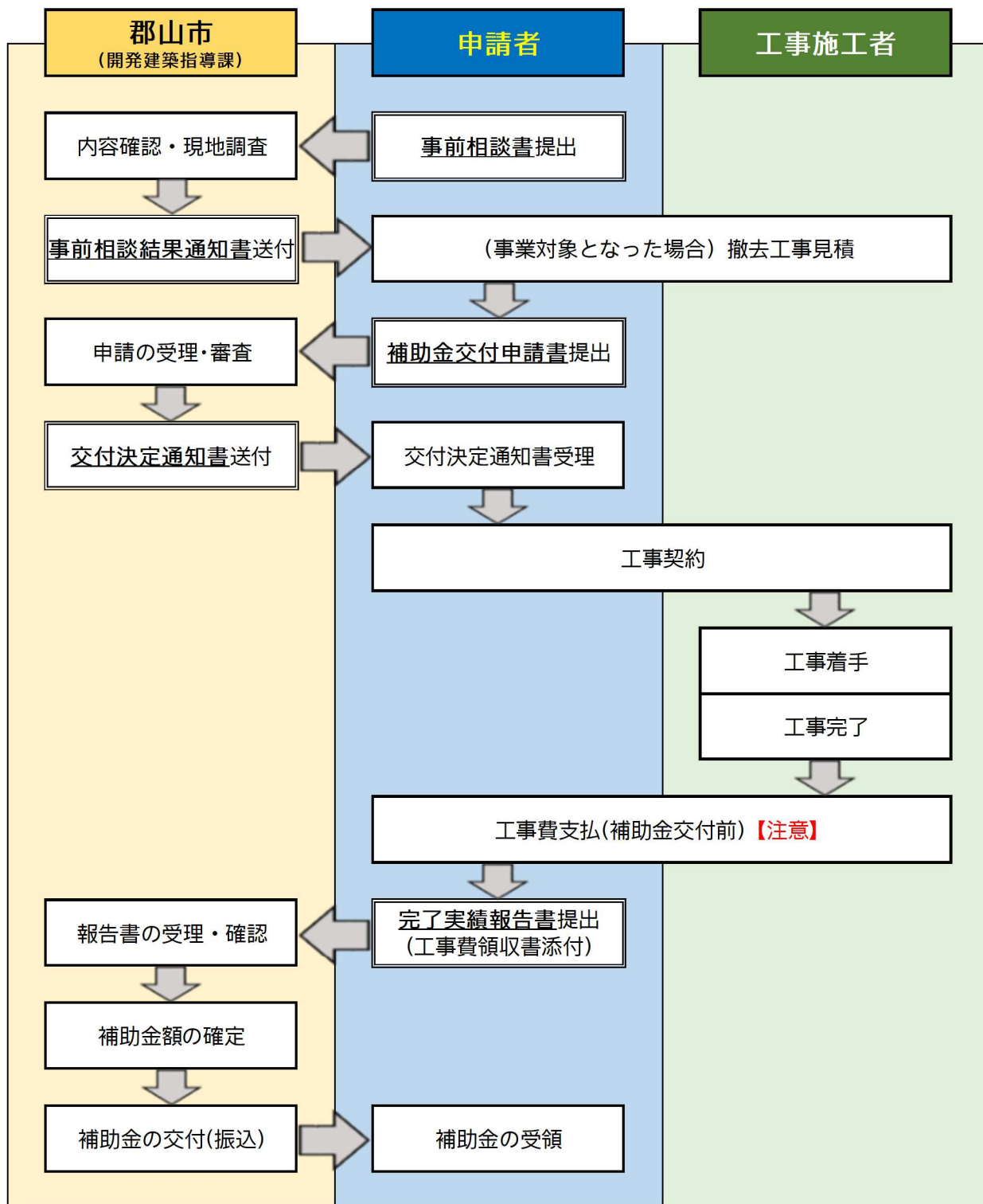
次のうち、いずれか低い額（上限額 10万円）

- 補助の対象となる工事に要した費用の1/2
- 対象ブロック塀の撤去部分の面積（高さ×長さ）1㎡あたり5千円を乗じた額

※1,000円未満の端数があるときは切り捨てた額となります

令和2年度 郡山市ブロック塀等安全対策事業補助金のご案内

郡山市ブロック塀等安全対策事業補助金 フロー図



【注意】 工事費の支払いと補助金の振込時期について
本制度においては、申請者が工事施工業者へ工事費をお支払いいただいたことを確認した後に、補助金を申請者の方へ振込させていただきます。
そのため、**市から補助金が振り込まれる前に、工事費を全額お支払いいただく必要があります**ので、事前に資金計画をご確認いただきますよう、お願いいたします。